

平成30年度第23回
東京都多重債務問題対策協議会貸金業部会

平成30年5月17日（木）
新宿NSビル3階 3-E会議室

午前10時29分開会

○事務局 皆さん、大変お待たせいたしました。

警視庁の村上代理委員がまだお見えになっていないのですけれども、ただいまから平成30年度「東京都多重債務問題対策協議会 貸金業部会」を開催させていただきます。

私は貸金業部会の事務局を担当しております産業労働局金融部貸金業対策課の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

本日は皆様にお忙しい中御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に、部会長である加藤金融部長から一言御挨拶を申し上げます。

○加藤部会長 皆さん、おはようございます。

貸金業部会の部会長を務めさせていただいております東京都産業労働局金融部長の加藤でございます。開会に当たりまして一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、日ごろから都の貸金業の業務の適正化に向けました指導監督、ヤミ金融対策、多重債務問題の解決、防止といった点につきまして御努力をいただいておりますことに厚く感謝を申し上げます。

ヤミ金融を初めとしました苦情相談件数につきましては、近年、減少傾向が続いておりますが、それでもいまだに年間2,600件を超える相談が寄せられているという状況でございます。こうした状況の中、今年度も皆様を初め、関係機関とも協力をさせていただきます。こうした状況の中、今年度も皆様を初め、関係機関とも協力をさせていただきます。啓発活動につきましては、皆様方の忌憚のない御意見もいただきながら一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

これまでも本部会において、年2回の新宿駅西口での合同キャンペーンの実施や関係機関、団体との情報交換等を通じまして、効果的な普及啓発活動に努めてまいりました。今年度につきましては、後ほど事務局から説明があろうかと思っておりますけれども、合同キャンペーンの内容を一部見直すというふうに考えてございます。啓発活動につきましては、皆様方の忌憚のない御意見もいただきながら一層の充実を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

一方、貸金業者の資質向上に向けた取り組みということで、登録の更新時に行っております講習会の内容について、充実を図ることによりまして、貸金業者の業務の適正化にも一層力を入れてまいりたいと考えております。また、悪質な業者に対しましては、引き続き法令に基づく厳格な指導監督、行政処分を実施してまいります。後ほど資料で報告もあ

ろうかと思いますが、昨年度は16件の行政処分を行っているという状況でございます。

今後とも、関係機関の皆様との連携を密にさせていただきまして、取り組みの充実を図ってまいります。御協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は限られた時間ではございますが、皆様方からの活発な御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、今年度最初の開催でもありまして、また、一部委員の交代もございましたので、委員の皆様全員から所属と役職、お名前の御紹介をいただきたいと思っております。

では、鈴木委員から座席順に右手回りでよろしくお願いいたします。

○鈴木委員 全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会川の手市民の会事務局長の鈴木です。よろしくお願いいたします。

○鎌田委員 公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会専務理事をしております鎌田と申します。

○谷合委員 東京都生活文化局消費生活部特別機動調査担当課長の谷合と申します。よろしくお願いいたします。

○井上特別検査担当課長 産業労働局金融部貸金業対策課特別検査担当課長の井上です。よろしくお願いいたします。

○小野委員 同じく金融部貸金業対策課長の小野でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○加藤部会長 改めまして、東京都産業労働局金融部長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

○村上代理委員 警視庁組織犯罪対策第三課暴力団排除を担当しております村上と申します。本日は、管理官の山下の代理として出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

○小山委員 警視庁生活安全部生活経済課金融犯罪対策室長の小山と申します。よろしくお願いいたします。

○平藤代理委員 東京財務事務所理財第4課で貸金業者の監督事務を担当しております課長の平藤と申します。委員の石村ですが、本日所用があるものですから代理で出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

○遠藤委員 お世話になっております。日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センターを

担当しております遠藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。なお、本日は東京都福祉保健局の渡部委員は所用により欠席との御連絡をいただいております。

それでは、早速議事に入りたいと思いますので、以後の議事進行は部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○加藤部会長 それでは、これから議事に入ります。

まず、事務局から本日の配付資料について確認をお願いします。

○事務局 早速でございますけれども、お手元の資料について御確認させていただきます。

上から順に「会議次第」「出席者名簿」「座席表」

資料1 平成30年度の啓発宣伝事業（案）について

資料2 平成30年度上期「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」（案）について

資料3 平成30年度下期「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」（案）について

資料4 東京都の貸金業対策の状況について

それから、別添資料でございますが、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会様から「銀行カードローンの過剰融資の是正を求める要請書他関連資料」となっております。

もう一つ別添資料といたしまして、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会様から「電話相談・カウンセリング（新規・延べ）件数推移（H30年3月末現在）」ということで、以上、資料が6点となりますけれども、よろしいでしょうか。

不足がありましたら、事務局までお申し出ください。

○加藤部会長 よろしいでしょうか。

それでは、お手元の会議次第に従いまして、議事を進めてまいります。

まず、議事の（1）「啓発宣伝事業について」ということで、産業労働局の小野委員から説明をお願いいたします。

○小野委員 それでは、着座にて失礼いたします。

お手元の資料に沿って御説明を進めてまいります。資料1「平成30年度の啓発宣伝事業（案）について」ということで、御説明をさせていただきます。

1年間の宣伝事業の予定を記載しておりまして、6月13日、上期下期でいきますと「上期 一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」を行う予定になっております。詳細に

については後ほど資料2で説明をさせていただきます。

それから、10月12日、13日に「台東区消費生活展への出展」がございませう。参考までに昨年度の実績ですと、区役所の10階でグッズを配布したという形になっております。

続きまして、11月の「ヤミ金融被害防止強化月間」の関係でございませう。

11月3日、4日に「ヤミ金融被害防止街頭キャンペーン」ということで、昭和記念公園でたちかわ楽市2018に出展する予定でございませう。啓発チラシ、グッズの配布等を行います。

11月11日から17日まで「ヤミ金融被害防止街頭キャンペーン」ということで、新橋SL広場で行います。こちらは新橋大古本市に出展します。啓発チラシ、グッズの配布等を行います。

11月21日、22日に「下期 一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」ということで、こちらについては後ほど資料3で説明させていただきます。

それから、11月ごろということですが「(予定)」になっているのですが「千葉県主催の街頭啓発宣伝事業への協力参加」を予定しております。参考までに29年度の実績としては、千葉大学で啓発資料、グッズの配布を行いました。

1枚おめぐりください。こちらは先ほど申し上げました6月13日の「平成30年度上期 一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン(案)」についてです。

目的としましては、ヤミ金融について被害の未然防止と悪質業者の排除に努め、共通課題について、広域的な視点で対応していくということですが、東京都だけでなく神奈川県、千葉県、埼玉県、それからいらっしゃっていただいている関係機関の皆様方が連携して、ステージイベントや無料相談など啓発宣伝活動を行うものでございませう。

実施時期につきましては、先ほど申し上げたとおり6月13日、時間が13時から17時までとなっております。場所は西口広場イベントコーナーを中心に、新宿西口駅頭で時間を決めてグッズ等の配布を行うことを予定しております。

実施内容につきましては①から⑩ということですが、中でも「③ 参加団体等によるステージイベント(講演、展示等)」については、司法書士会などに新たに寸劇等を行っていただくことを予定しております。

その下の参加機関ということですが、こういった形の内容を皆様方の御協力をいただきながら実施していく予定となっております。後援につきましては金融庁ということですが、広報に

つきましては東京都の広報と新宿区の広報、新宿区内の掲示板100カ所への案内チラシ、プレス発表ということで5月24日を予定しております。それから、ラジオ放送、関係機関の皆様方の窓口での周知、都営地下鉄2路線でのキャンペーンポスターの掲示を予定しております。

続きまして、「平成30年度下期 一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン（案）」につきましては、先ほど部会長の挨拶の中でも見直しという言葉があったのですが、例年と少し違う形をとることを考えております。

実施目的のところで、特に下期については年末の資金需要が高まる11月を「ヤミ金融被害防止強化月間」と定めて、貸金業者が集中する駅前、繁華街などの駅頭において、関係機関が一体となってキャンペーングッズやチラシの配布などを行うものです。

実施時期は11月21日の13時～16時、翌日22日の13時～16時となっております。

実施場所について、例年と異なる形になっております。消費者金融といった貸金業者が多い上野や神田近辺ということで、御徒町南口駅前広場で21日に行くことを予定しております。それから、学生向けの消費者金融が多い高田馬場で翌日22日に行く予定です。

実施内容につきましては、参加機関によるキャンペーングッズ、啓発チラシ等の配布、パネルやのぼり等の啓発資料の展示、啓発動画の上映等となっております。

参加機関につきましては、いらっしゃっていただいている皆様方をはじめ、上期と同じように計14機関、後援も同様に金融庁を予定しております。「広報東京都」やプレス発表については、上期と同様にやっていくことを予定しております。

下のほうに参考として載せておりますが、平成19年度から年2回、これまで21回の開催実績になっております。括弧書きで、先ほど私のほうで申し上げたような貸金業者が集中する御徒町、高田馬場などの駅前で街頭キャンペーンを展開すると記載させていただいております。

大変簡単ではございますが、資料1～3、啓発宣伝事業についての説明は以上になります。

○加藤部会長 ありがとうございます。

ただいま金融部のほうから「平成30年度の啓発宣伝事業について」及び「平成30年度一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン（案）」について説明がございましたが、ただいまの御説明につきまして、何か御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

説明にありましたとおり、下期は貸金業者が多く集まっている御徒町駅と高田馬場駅前
でやるということで、昨年度から少し開催の内容を変えるということでございます。いか
がでございましょうか。

特に御意見がなければ、こういうことで進めるということによろしいでしょうか。

(委員首肯)

○加藤部会長 次に、議事の(2)各団体の皆様からの御報告をいただきたいと思ってお
ります。

まず、次第にありますけれども、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会からの
御報告ということで、鈴木委員からお願いいたします。

○鈴木委員 私のほうで報告いたしますが、その前に資料4の説明が飛んでいるように思
います。

○事務局 資料4の報告は最後に行います。

○鈴木委員 そういうぐあいですね。わかりました。

今年の4月2日に全国銀行協会と金融庁宛てに要請書を出しておりまして、その報告を
いたします。ヤミ金ではありませんが、貸し金の残高の増大がヤミ金ばっこの遠因となり
ますので、ここで報告させていただきます。

2枚目、金融庁に対しての「銀行カードローンに対する過剰融資の是正と法的規制を求
める要請書」の一番下の要請事項をごらんください。

- 1、銀行カードローン融資についても貸金業法上の総量規制内にするよう、各銀行に指
導徹底を図ってください
- 2、また、貸金業者が融資の保証会社となる場合、その保証金額も総量規制の対象とし
てください
- 3、銀行によるカードローン融資の過剰な宣伝・広告について規制を求めます
- 4、高すぎる銀行カードローン融資の金利を引き下げるよう規制を求めます

この要請事項と同じ項目を請願事項として銀行カードローンの法的規制を求める請願書
の署名活動に入っておりまして、衆議院議長と参議院議長に請願を出す予定になっており
ます。趣旨は、ここでたびたび話題になりましたが「手軽さを売りにした銀行カードロー
ン、その貸付残高は急増しており、サラ金など貸金業者の貸付残高の2倍以上で、大半は
生活苦からの借り入れが動機となっています」ということで、少し飛びますが「かつてサ
ラ金については改正貸金業法で、個人への貸付けは年収3分の1を上限とする『総量規制』

が導入されましたが、銀行カードローンは規制の対象外となっており、“野放し”状態となったままです」ということで、要請を出しました。

その詳細として、次の資料の2ページのグラフを見てもらえれば一目瞭然だと思います。銀行カードローン残高の目盛りが2013年、2014年ぐらいから急増しております。それとの相関関係があると認められるのですが、自己破産の件数が2014年まで一貫して減ってきたのですが、このところまた増加傾向にあるということです。

以上、資料がありますので、要請事項、それからざっとした理由について御報告させていただきます。

○加藤部会長 鈴木委員、御報告どうもありがとうございます。

ただいま鈴木委員から、銀行カードローンの過剰融資に関する動きなども含めた御報告がありましたけれども、この点について何か御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

最後のところでも、御発言等ございましたらお願いしたいと思いますので、先に進めさせていただきます。

続きまして、日本クレジットカウンセリング協会からの御報告を鎌田委員からお願い申し上げます。

○鎌田委員 お手元のカラー刷りの資料をごらんいただきたいと思います。

これは基本的に5年間の推移ですけれども、このたび平成29年度のデータがまとまりましたので、御報告するものです。

グラフの一番上のものを見ていただければと思いますけれども、電話相談が赤、その年に初めてカウンセリングを行った新規カウンセリング件数が緑、2回目、3回目も含めてカウンセリングを行った延べカウンセリング件数が青なのですが、一番左がピークの年度の指標、それから右に行くに従って最近5年間の変動状況になります。

折れ線グラフで見いただきますと、2013年度を100とした場合の指数の動向なのですが、このところは低位安定型だったのですが、平成29年度が電話相談、新規、延べのカウンセリング件数とも前年度比で30ポイントぐらいの伸びになっています。これが大体2012年度とか2011年度ぐらいの水準に戻ったということで、非常に件数が増えている状況です。

うちほどではないにしても、ほかの窓口でも若干増えているという話も小耳に挟みましたが、うちの場合は何で増えたのかは余りはっきりしないのですが、基本的には銀

行カードローン関係の相談がじわじわと伸びてきていたことと、5年前に協会の略称を変更して、ほかの機関との紛れもなくしたものですから、インターネットの検索応答数が非常に向上しまして、改善前と改善後で「ネットを見て知りました」という相談が約2倍増えてきたことが大きく背景にあるのではないかと思います。

拠点が全国で21カ所あるわけですが、これが全体の動向ということです。

また、この度、長年の課題であった大阪カウンセリングセンターを1月から開設しまして、3ページ目の真ん中にある、1月からの開設なので非常に右寄りの寂しいグラフなのですが、件数が非常に多いのです。電話相談が339件、新規のカウンセリングが94件、128件が延べのカウンセリング件数ということで、これが3カ月の指標なので、年換算にすると電話相談は広島センターの1年分の件数を上回る件数で、新規のカウンセリングも上回っている。延べ件数は2回目、3回目とやっていく関係で、まだ開設して間もないのですが、広島センターに相当するような実績を示したということでございます。

今は若干落ち着いてきておりますけれども、ことし、東京センターの6割ぐらいの実績は稼げるのではないかと見ております。

件数の動向は以上です。

資料がなくて恐縮なのですが、カウンセリングを受けた人がどういう人たちなのかという状況について資料がまとまっております、お話しさせていただきます。

まず、カウンセリングを受けた方々を男女の性別で見ますと、男性が57.5%、女性が42.5%で大体6対4ということで、これはずっと変わらない比率であります。

年齢層別でいいますと、従来30代、40代の2つの年代で5割を超えるという状況なのですが、平成29年度は20代が22.9%ということでそこそこ上がってきてまして、20代、30代、40代で拮抗しているような状況になってきました。

それから、債務の状況なのですが、多重債務カウンセリングに来る方は大体、賃貸住宅とか親の代からの住宅に住んでいる方が多くて住宅ローンを抱えている人は少ないという状況で、そういう人たちに限って見ますと、債務件数の平均は5.4件、債務額は313万円で、28年度に比べまして件数、債務額とも伸びております。債務件数で0.6件増、債務額で50万円ぐらい増ふえています。

なぜ多重債務に陥ったのかということで、借り入れの目的も聞いておりますが、従来からの傾向ですが、生活費補填が65.4%、失業・転職・収入の減が53.8%で、

経済的な困窮によるものが圧倒的に多いという状況です。

男性では、飲食・遊興・交際が36.6%、女性の場合は20.6%なので、男性は結構多い。ギャンブルも19.8%、女性は3.0%で、これが男性の特色になっている。女性は、ぜいたく品とか収入以上の買い物というのが20%程度と相対的に高くなっております。そのような傾向でございました。

以上です。

○加藤部会長 どうもありがとうございました。

ただいま鎌田委員からいろいろ詳細なデータの御説明、そのほかの御説明等ありましたけれども、何か御質問等ございますでしょうか。

先ほどちょっと触れられていましたけれども、件数の伸びが先ほどの銀行カードローンの貸出残高の推移と連動しているのかなというのもあるのですけれども、そこら辺はっきりしたものというのはなかなか。

○鎌田委員 連動とまでは言えないですね。平成22年の改正で総量規制とかがありましたので、カードローンが伸びていることは伸びているのですけれども、それでもって決定的に多くなったという因果関係までは言い切れないという感じですが。ただ、じわじわとは増えているのです。

○加藤部会長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、先に進めさせていただきます。

続きまして、日本貸金業協会からの御報告を遠藤委員からお願いしたいと思います。

○遠藤委員 資料はございませんが、失礼いたします。

まず、今、全体的に下がってございますが、その中で一番ふえているのが国内外でのカード不正使用でございます。各カード会社等でもその措置を一生懸命やっているところでございますが、昏睡、スキミング、紛失というようなことで、国内外で同じような事例が起こっているものです。私どもとしては早期に警察等に被害届を出すこと、それから、その場ですぐにカード会社に紛失の申し出をしていただくことをお願いしています。

ただ、キャッシングは個人のカードの保管義務と暗証番号等の管理が義務づけられています。物販の場合には、補償されることがございます。キャッシングの場合には暗証番号等で行うものですから、その状況によってはなかなか補償がされないことがあります。その辺のところを今、カード会社も含めて一生懸命、注意喚起をしているところでござい

ます。

それ以外には、貸付自粛をIR法の関係で銀行でも行うということが発表されているところでございます。ただ、まだ本人の申告ということでございまして、本人の申告に至っては4割くらいで6割が家族に連れられて家族に無理やり貸付自粛をさせられるということで、嫌々している方がいらっしゃるということです。4月から、ギャンブルなのかどうかということの申告の理由も確認をし始めました。その結果、4月だけでございますが、38%の方がギャンブルで申告をされていることがわかってきております。今までは申告理由を聞いておりませんでしたので、4月から聞き始めたところ、38%ということがわかってきております。

そのほかの自己破産とか債務整理の相談につきましては、非常に減ってきておりまして、債務整理希望の場合にはクレジットカウンセリング協会とか法テラスなどを御紹介して早期に解決を図るということをしているところでございます。

以上でございます。

○加藤部会長 遠藤委員、どうもありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは次に、都の貸金業対策の状況につきまして、小野委員から報告をお願いします。

○小野委員 それでは、私のほうから、先ほど説明が後になりました資料4をごらんください。

「東京都の貸金業対策の状況について」ということで、昨年度の状況をまとめております。「1 東京都知事登録業者数の推移」は、昨年度もそうではあったのですが、一貫して減少傾向が続いております。29年度は28年度に比べて業者数が減っているという形になっております。

続きまして、「2 行政処分件数の推移」につきましては、先ほど部会長の挨拶でもございましたとおり、処分件数16件という形になっております。取り消し処分等重いものはないのですが、かといって指導しなくて大丈夫かということ、やはり引き続き指導が必要ということで、業務停止処分が4件、業務改善命令が12件という形になっております。停止処分につきましては、契約締結時の書面の交付義務違反、変更の届出義務違反、改善命令につきましては、帳簿の備付け義務違反、指定信用情報機関の使用義務違反などがあります。

「3 貸金業対策課に寄せられた苦情・相談の状況」ということで、こちらのほうも減

ってきているとはいえ、依然として苦情・相談は寄せられております。29年度は減ってはいますが、それであっても2,600件を超える苦情・相談が寄せられております。

登録の有無に関する照会が全体の約半数を占めておりまして、苦情・相談の内容について見ますと、それ以外には契約内容に関するものが増加しております。

簡単ではございますが、説明は以上になります。

○加藤部会長 ただいま東京都の貸金業対策の状況について報告がありましたけれども、こちらについて何かありますか。よろしいでしょうか。

では、またまとめて御質問もお受けいたしますので、進めさせていただきます。

このほかに各団体での相談の状況とか闇金対策などの取り組み状況の御報告がありましたらお願いしたいと思うのですが、東京財務事務所はいかがでしょう。

○平藤代理委員 手前ども東京財務事務所におきましては、各財務事務所でも同じことに取り組んでおるわけですが、平成19年11月に多重債務相談窓口を設置して、東京財務事務所の場合は相談員2名を配置して、借金を抱えて悩んでいる方々からの相談を受け付けて、その内容に応じて弁護士等の専門家に引き継ぐなど生活再建のお手伝いをしておるところでございます。

相談者数につきましては、平成25年度以降は減少傾向が続いておったのですけれども、27年度から当財務事務所の相談窓口についての広報活動の強化に取り組んだ結果、28年度には増加に転じて、29年度は全部で185名と前年同期比でプラス9%になっております。29年度はインターネット検索をきっかけとした相談者がふえており、具体的には相談者が直接財務局、財務事務所のホームページを検索するほか、グーグルなどの検索サイトにキーワードを入力して多重債務相談窓口をまとめたいわゆるまとめサイトにたどり着いて、そこで当事務所の窓口を見つけて相談してくる事例が増加しているように感じております。

相談内容につきましては、相談者を年齢別に見ますと20代が5%、30代が15%、40代が22%、50代が23%、60代以上が27%という状況になっております。

相談者の職業別に見てみますと、給与所得者が53%、事業者が10%、無職の方が26%となっております。無職の方は27年度までは減少傾向にありましたけれども、28年度以降は少しふえている状況でございます。まだ、中身の分析まではなかなかできていませんので、そういう傾向にあるということでございます。

当事務所としては27年度以降、相談窓口についての広報活動を強化しておりまして、

都内各市町村の生活困窮者自立支援相談窓口や警視庁及び警察署、税務署等と連携して、各窓口において当事務所の相談窓口を案内するリーフレットの据え置き、配布をお願いして取り組んでいるところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○加藤部会長 どうもありがとうございます。

今の東京財務事務所の御報告等について、御質問等よろしいでしょうか。

続きまして、警視庁はいかがでございましょうか。

○小山委員 改めまして、警視庁生活安全部生活経済課金融犯罪対策室長の小山でございます。

初めに、出資法違反あるいは貸金業違反等のヤミ金融事犯の検挙状況についてお話しいたします。

昨年の都内における検挙件数ですけれども13件で、前年に比べて1件減少、検挙人員ですけれども32名で、前年よりも12名減少している状況にあります。また、警察に対するヤミ金融に係る相談につきましては、ここ数年減少傾向にありますとは申しましても、昨年は都内だけで約1,000件ありますので、まだまだ取り締まりを強化しなければならないと感じているところでございます。

昨年検挙したヤミ金融事犯の捜査の端緒につきましては、例年どおり相談あるいは関係機関、団体等からの情報提供がほとんどを占めている状況です。

ヤミ金融事犯の傾向ですけれども、依然として他人名義の携帯電話機や金融機関の口座を利用する090金融が非常に多くて、マンションの一室に事務所を設け、数カ月単位で事務所を移転したり、借受人が返済のために行った振り込み、送金、新たな借受人に対して貸し付けに利用するなどしております。また、昨年検挙した事件の中には、個人事業主あるいは年金受給者に対して手渡しで金銭の貸し付けを行うなどの手口も見受けられました。

いずれも、違法利息の契約や受領に関する証拠も一切残さないなど徹底した隠蔽工作を行っておりますので、我々の調査も長期化をしている状況にあります。

今後も警察といたしましては、皆様方を初め関係機関等と連携を密にして、各種情報を有効に活用して悪質なヤミ金融事犯の取り締まりを強力に推進してまいりたいと考えておりますので、引き続き御協力をよろしくお願いいたします。

○加藤部会長 小山委員、どうもありがとうございました。

ただいまの御報告等につきまして、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、生活文化局は相談の傾向とか対応等について何か御報告いただけることがあればお願いしたいのです。

○谷合委員 相談の件数について御報告いたします。

都内の消費生活センターに寄せられました多重債務に関する相談の件数でございますけれども、27年度2,407件、28年度2,188件に対しまして、29年度は2,012件とこちらも減少傾向を示してございます。こちらは速報値でございまして、正式な集計をしますと若干の変化があるかもしれませんが、産業労働局と同じような減少傾向を示していて、先ほど御報告いただいた協会のような増加傾向はまだ見られていないのですけれども、寄せられた相談の件数としては減少傾向を示してございます。

以上でございます。

○加藤部会長 どうもありがとうございました。

何かございますでしょうか。

今、関係の団体、機関からいろいろ御報告をいただいたのですが、先ほど一つ共通していたのが、日本クレジットカウンセリング協会も検索のときの略称を変えたら検索がふえたというお話、それから東京財務事務所もウェブからの検索で相談に至ることが多いというお話がありましたので、そこら辺は我々も重要性は感じているのですけれども、知らしめる手段としては非常に有効なのかと感じた次第でございます。

きょうの議題以外についてでも結構ですので、折角の機会でございますので、ほかに何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

どうぞ。

○鈴木委員 先ほどの請願事項の4番目「高すぎる利息制限法の上限金利の引き下げを求めます」ということですが、皆さん御存じのように今、マイナス金利時代で20%というのは超高金利だということが一つ。それからもう一つ見逃してはいけないのが、債権法大改正が公布されまして、施行が2年後に迫っていますけれども、明治以来、初めて法定金利が3%に下がったのです。そうすると5%の6割ですから、単純に計算しても12%です。20%のままというのはいかにもふぐあいだなと思います。

○加藤部会長 先ほど、銀行協会、金融庁のほうには要請して、今後衆参の議長に請願予定ということでしたけれども、国会のほうには大体いつごろのお考えですか。

○鈴木委員 今のところ、まだ報告を受けていません。

○加藤部会長 国会議員の中でもカードローンについてはかなり問題意識を持たれている議員も多いというような話も聞いております。

○鈴木委員 貸金業法改正がなされたとき、私も運動に携わりましたけれども、非常に盛り上がりまして、最後には国会を取り囲むくらいの請願活動をしようということで改正につながっていったのです。

○加藤部会長 そこら辺は国の動きとかも注視しながら、各関係機関で情報共有しながら対応していければと考えております。

御用意した議題としては以上でございますけれども、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特にないようでしたら、本日の議事はここまでにいたしまして、事務局のほうにお返しいたします。

○事務局 本日は委員の皆様におかれましては、お時間をいただきまして、まことにありがとうございました。

この貸金業部会につきましては、年度内にあと1回、相談部会と合同開催を予定しております。日程につきましては、改めて皆様方に御連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、平成30年度「東京都多重債務問題対策協議会 貸金業部会」はこれにて閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

午前11時16分閉会